



News Release

2024年9月17日

各 位

株式会社 東北銀行

「投資信託電子サイン取引に関する規定」の制定 ならびに投資信託関連規定の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、2024年9月17日よりタブレット端末を利用した投資信託取引のお申込受付を開始いたしました。これに伴い、「投資信託電子サイン取引に関する規定」を制定ならびに投資信託関連規定を改定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 制定規定

「投資信託 電子サイン取引に関する規定」
内容は次頁をご確認ください。

2. 改定規定

「投資信託定時定額購入取扱規定」

3. 改定内容

投資信託定時定額購入契約の開始時期およびお申込内容の変更・解約の反映時期を変更いたしました。次頁以降の新旧対照表をご確認ください。

なお、改定後の規定は、従来よりお取引をいただいているお客様に対しても適用されます。

4. 改定日

2024年9月17日（火）

以上



〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

Kiki & Lala リトルツインスターズはとうぎんのイメージキャラクターです。©2023 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL NO. L644645

【本件に関するお問い合わせ】
資産運用サポート部（担当：坂内）
TEL：019-651-6220

投資信託電子サイン取引に関する規定

(規定の主旨)

- 第1条** この規定は、株式会社東北銀行（以下「当行」といいます。）が所有するタブレット端末（タッチパネル型の電子計算機）を利用し、お客様からの電子サイン（電子ペンによる署名）による投資信託取引の受付等を行うに際し、お客様と当行の間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
- 2 本規定に別段の定めがないときは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の諸法令および当行の定める投資信託に関する規定・約款に従うものとします。

(投資信託取引の申込)

- 第2条** お客様が電子サインにより投資信託の募集・購入・解約及び投資信託積立サービス（定時定額購入サービス）を申し込まれる場合は、お客様によるお届けの印鑑の押印を要しないものとします。ただし、お客様ご本人からのお申込であることを確認するため、お取引の都度、本人確認書類をご提示いただきます。

(取引内容の送付)

- 第3条** 当行は、電子サインによる申込みの受付等の後、速やかに申込みの受付等に関する情報を記載した書面を作成し、お客様に送付することとします。ただし、別途電子交付サービスの申込みをいただいている場合には電磁的な交付により代えることとします。

(規定の変更)

- 第4条** この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには改定されることがあります。なお改定の内容がお客様の従来の権利を制限し、又はお客様にあらたな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。

以 上

2024年9月制定

「投資信託定時定額購入取扱規定」の新旧対照表

2024年9月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (休止および申込内容の変更・解約)</p> <p>1. 申込者は所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの休止および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>2. 前項のうち、申込内容の変更・解約の反映時期は、<u>毎月の口座引落日の5営業日前までに申し出された場合には、その月から変更するものとします。それ以降に申し出された場合には、翌月から変更するものとします。</u></p> <p>第5条 (払込方法・払込時期)</p> <p>1. 申込者は、投資信託受益権振替決済口座開設時に指定した預金口座からの自動振替により、指定銘柄の買付け代金を払い込むものとします。</p> <p>2. 前項の自動振替による場合、当座預金および普通預金の規定にかかわらず、小切手の振り出し、預金通帳および払い戻し請求書の提出は不要とします。</p> <p>3. 1銘柄あたりの買付け代金は5,000円以上1,000円の整数倍とします。但し、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の取得価額の各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような買付価額の指定はできません。</p> <p>4. 指定預金口座の残高(総合口座通帳での定期預金担保等による当座貸越限度額、および自動融資機能がセットされている口座については自動融資可能額を含みません。また、当座預金の場合は当座貸越契約額を含みません。)が不足する場合は、自動振替を行いません。なお、振替不能であった翌月の自動振替については、1ヶ月分の振替のみ行います。</p> <p>5. 前項にかかわらず、複数の投資信託を指定され、指定預金口座の支払い可能残高がその買付け代金の総額に満たない場合は、買付けの優先順位は当行が取り決めるものとします。なお、この場合、当行は申込者に対して事前の通知を行いません。また、本項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>6. <u>毎月の口座引落日の5営業日前までに本サービスの申込みをされた場合には、その月から本サービスを開始するものとし、それ以降に申込みをされた場合には、翌日より本サービスを開始するものとします。</u>なお、振替日が休日の場合は前営業日を振替日とします。</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2024年9月17日</u></p>	<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (休止および申込内容の変更・解約)</p> <p>1. 申込者は所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの休止および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>2. 前項のうち、申込内容の変更・解約の反映時期は、変更・解約の申込みが1日から10日の場合は申込月の20日のお取引以降、11日から月末の場合は申込月の翌月の10日のお取引以降とします。</p> <p>第5条 (払込方法・払込時期)</p> <p>1. 申込者は、投資信託受益権振替決済口座開設時に指定した預金口座からの自動振替により、指定銘柄の買付け代金を払い込むものとします。</p> <p>2. 前項の自動振替による場合、当座預金および普通預金の規定にかかわらず、小切手の振り出し、預金通帳および払い戻し請求書の提出は不要とします。</p> <p>3. 1銘柄あたりの買付け代金は5,000円以上1,000円の整数倍とします。但し、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の取得価額の各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような買付価額の指定はできません。</p> <p>4. 指定預金口座の残高(総合口座通帳での定期預金担保等による当座貸越限度額、および自動融資機能がセットされている口座については自動融資可能額を含みません。また、当座預金の場合は当座貸越契約額を含みません。)が不足する場合は、自動振替を行いません。なお、振替不能であった翌月の自動振替については、1ヶ月分の振替のみ行います。</p> <p>5. 前項にかかわらず、複数の投資信託を指定され、指定預金口座の支払い可能残高がその買付け代金の総額に満たない場合は、買付けの優先順位は当行が取り決めるものとします。なお、この場合、当行は申込者に対して事前の通知を行いません。また、本項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>6. 本サービスの申込日が1日から10日までの場合は最短で申込月の20日を振替日とし、11日以降月末までの場合は最短で申込翌月の10日を振替日とします。なお、振替日が休日の場合は前営業日を振替日とします。</p> <p>第6条～第12条 (省略)</p> <p>2024年1月1日</p>